

交付額について

1 入所系施設（施設入所支援（障害者支援施設）、障害児入所支援、共同生活援助、短期入所）

利用定員 1～10 人	1 施設あたり 30 万円
利用定員 11～29 人	1 施設あたり 50 万円
利用定員 30～49 人	1 施設あたり 60 万円
利用定員 50～99 人	1 施設あたり 80 万円
利用定員 100 人以上	1 施設あたり 100 万円

2 通所系施設（生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、児童発達支援、放課後等デイサービス）

利用定員 1～19 人	1 施設あたり 20 万円
利用定員 20～49 人	1 施設あたり 30 万円
利用定員 50 人以上	1 施設あたり 40 万円

3 訪問系施設等（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、指定相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援、就労定着支援、自立生活援助）

1 施設あたり 5 万円

【注意点】施設と定員の数え方について

- ・施設と定員の数は、原則として事業所番号ごとに管理、合算します。
- ・定員数は令和4年10月1日現在を基準とします。
- ・多機能型事業所は、全ての事業の定員数を合計して1事業所として数えます。
- ・入所系に通所系が併設されている場合は、定員数は合算せずに入所系の1事業所として数えます。
- ・障害児入所施設と施設入所支援が併設されている場合は、定員数を合計して1事業所として数えます。
- ・短期入所が空床型の場合は、本体施設に含まれているものとみなして、定員の合算等はしない扱いとします。
- ・訪問系事業所（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護）は、複数の指定を受けている場合でも1つの事業所として数えます。
- ・相談支援関連（特定相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援、就労定着支援、自立生活援助）は、複数の指定を受けている場合でも1つの事業所として数えます。
- ・相談支援関連は、施設等に併設の場合でも、別枠で1事業所として数えます。